

平成 23 年度大磯町教育委員会第 10 回定例会会議録

1. 日 時 平成 24 年 1 月 18 日 (水)
開会時間 午前 9 時 00 分
閉会時間 午前 10 時 45 分
2. 場 所 大磯町役場 4 階 第 1 会議室
3. 出席者 竹 内 清 委員長
曾根田 眞 二 委員長職務代理者
大 橋 伸 明 委員
青 山 啓 子 委員
依 田 勝 也 教育長
福 島 伸 芳 理事
大 隅 則 久 子ども育成課長
鈴 木 義 邦 子ども育成課主幹
増 尾 克 治 子ども育成課子育て支援室長
松 本 卓 次 生涯学習課長
山 口 章 子 生涯学習課図書館長
佐 川 和 裕 生涯学習課郷土資料館長
山 口 信 彦 子ども育成課副主幹
4. 傍聴者 3 名
5. 前回会議録等の承認
6. 教育長報告
7. 請願審議
請願第 4 号 公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的な人権回復への厳密な配慮を要求せる請願について
8. 報告事項
報告事項第 1 号 サンキッズ大磯の改築工事について
報告事項第 2 号 平成 23 年度大磯町成人式及び新成人記念のつどいの実施報告について
9. その他

(開 会)

出席委員が 5 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第 14 条及び第 19

条の規定により傍聴を許可します。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

教育長報告

教育長) 私からは、12月定例会が開催されました平成23年12月21日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。1月5日、教育委員会事務局人事を議題とした教育委員会臨時会を開催いたしました。緊急の会議開催で申し訳ありませんでした。ご協力いただきありがとうございました。1月5日から郷土資料館におきまして、ミニ企画展「古文書あれこれ 収蔵資料の紹介」を開催しております。1月9日、大磯プリンスホテルにおいて、成人式及び新成人の集いを開催し、当日は202人の新成人の参加がありました。詳細は後ほど事務局から報告いたします。1月10日、中地区教育長会議に出席しました。会議の内容については、主に教職員の人事関係及び事務日程等の説明が中教育事務所からありました。1月10日から13日までの間で国府小学校プール建設のための仮囲いを設置し、本格的な工事を開始いたしました。1月14日、国指定重要無形民族文化財行事である「大磯の左義長」が行われました。今年も、早朝から、北浜海岸におきまして、大磯中学校1年生140名が、地域の方々と一緒に、サイトづくりに協力しておりました。1月15日、第58回大磯一周駅伝大会が39チームの参加で開催されました。その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりであります。また、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

請願第4号 公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的な人権回復への厳密な配慮を要求せる請願について

書記が請願の朗読を行った。

委員長) 事務局の方から請願第4号に関連して補足説明がありますでしょうか。

子ども育成課主幹) 今回の請願について補足説明をいたします。内容としては、大きく2つになろうかと思えます。まず、1つ目としては、2ページ目にあります「記」として、請願の趣旨2の①です。文科省の検定済み教科書の内容についてでございます。3ページ目の中段に「以上の教科書の一部の内容に極めて強い宗教色、宗教的徳育を目的としたことが明白な教材であると断定せざるを得ない教科書内容があり、それ故、即時教科書不採用の公的機関、学校当局による決定がなされることを請願事項の1つとします」とあります。ちなみに、大磯町で採択している教科書は、3ページのリストで、「三省堂3年生英語、キング牧師」とあります。その1つだけでございます。2つ目として、同じく3ページの②の内容として、教室内で強制的に児童生徒に特定の宗教、例えばキリスト教、クリスマスを集団で行うなど、一方的な宗教教材の押し付けは、思

想及び良心の自由の基本的人権への侵害であるから、4ページ2行目、「これらの教材の即時全廃不採用がなされることを請願要望するものであります。」とあります。

(質疑応答)

曾根田委員) 中身の議論に入る前に教科書の採択は終わっているのに、全国の教育委員会すべてに出していると言うことですが、時期的にどうしてか聞いていますか。

子ども育成課主幹) 時期については特に聞いておりません。

委員長) 教科書の採択だと夏ごろには終わっているもので、その時期ならばまだ考慮できないこともなかったかなと思いますが、採択されたあとの状況なので、この請願でいっているのは不採用、採用するなど言っているので教科書は国の決まりで使わない訳にはいかないと思いますので、採択したからには使用の義務があると思います。

曾根田委員) 採択、前なら検討の余地もあったということでしたが、請願に対しては真摯に答えなければならぬと思うので、それは違うと思います。採択前ならば検討の余地があると言うのはどうかと思います。ちょっと厳しい言い方をしました。すみません。

委員長) 採択前であれば、考慮というか何か手を打てないこともないということで、今は採択が終わった後で所定の手続きをして採択された教科書については使用する義務付けがありますので、それを使わないということではできないのではないかと思います。

大橋委員) 教科書の一番最初に文部科学省検定済教科書と書いてあるので、どちらかに偏っていたりしたら検定は通らないと思いますので、検定を通過している教科書の中でどれが良いか内容を精査して決めているので、教科書に問題があるとは思えないのです。

委員長) 文部科学省の検定を通過しているので、当然、宗教的な部分のことについても協議されているものであるもので、問題はないと思います。

曾根田委員) 1点目、教科書の内容の部分についてですが、大橋委員と同じような意見です。まず、教育基本法で教科書の選定に関しては学習指導要領に基づき、文科省の検定を受けて、合格した教科書を使っています。我々は選定に当たって、文科省の検定を受けたものの中から選んでいる訳で、基本的には中立の立場で偏ったものは選んでいません。その意味では、請願の中身である特定の宗教への偏りはないと判断します。ここに書かれている開隆堂から東京書籍までの教科書を審議した訳ですが、大磯町では英語については三省堂を選んだ。キング牧師については、再確認したのですが、中身を見ると人種差別の宗教的なものではなく、平等と自由の民主主義に基づいた平等と自由を書いている訳で決して宗教的なものではない。それから教室内で強制的にクリスマスカードとかですが、これはあくまで社会通念上行われてきたものでして、クリスマス会をやるとかは直接的に宗教の普及ではないと考えます。この請願にも社会通念上という言葉は何回も出てきておまして、社会通念上ということは理解されていると思いますので、社会通念上行われて来たものは宗教的なものではない。なお且つ教育基本法第2条第5項で他の宗教、文化というものを比較検討

して勉強しなさいと書かれているので、他の文化も勉強して、将来を担っていく、正当な判断が出来る人間になっていくと思いますので、そういう意味で宗教を進めるものではない、請願についても当てはまらないと考えております。

委員長) 私の方で論点を絞らないで来てしまったので、申し訳なかったです。まず、1点目の教科書の話をして、曾根田委員の言われた宗教的な教材への授業の話へ移して行きたいと思います。まず、教科書の方につきましてはどうでしょうか。

青山委員) 曾根田委員の話と重なるところがありますが、大磯町の英語の教科書ではキング牧師を扱っているということですが、他にも例えば社会科の勉強などで、寺社、仏像の写真等も目にする機会が多いと思いますが、それも宗教教育や思想に同好するという目的ではないことが明らかですし、請願で懸念されているような問題はないと感じております。

委員長) 教科書に係わることで他にはどうでしょうか。私もこの地区で採用している三省堂の教科書をもう一度見直しましたが、あくまでも内容については曾根田委員のお話のように差別や平等の観点でバスの座席が白人と黒人で決められているだとか、飲み水に人種による差別があるだとか、そういう具体的な部分を取り出して英語で記述をしてあるということで、そのような差別がなくなるのが私の夢ですよというスタンスで書かれていますので、宗教というのが強く出ているとは、私は受けとらなくて、中学校3年生の子どもたちが使う英語をベースとした記述になっていますので、特別に宗教的な受け取りはしませんでした。

教育長) 教科書については、検定を通過しております、英語につきましても委員長がおっしゃられた人種差別問題として、美術においても仏像も出ておりますが、文化財として紹介や学習、日本の文化を知るためのものであり、宗教的なものを押し付けているようには感じないです。

委員長) そうすると1つ目の教科書についての不採用についての請願については、皆さんのご意見が一致したと思います。もう1つの方について話を進めて行きたいと思いますが、実際に宗教的に学校の方でどんなことがされているか事務局の方で把握されている部分があれば教えていただきたいと思います。

子ども育成課主幹) お楽しみ会等を行っていますが、クリスマス会という名称は使われておりません。飾り付けの一部で例えば、12月に近い時期に子ども達の飾り付けの中に、そのようなものが入ってくることはありますが、宗教的な意味合いはありません。それから修学旅行での強制的な一斉参拝等は行っておりません。行事等があった場合も保護者説明会等を使っておりまして、宗教的な部分で何かあれば、配慮しております。

委員長) 大磯町の各学校の実態ということで事務局から話がありました。ここで指摘されているような学習活動はなされていないということでした。他にはいかがですか。

曾根田委員) 主幹にお聞きしますが、修学旅行で寺社仏閣を訪問していると思いますが、これを企画するのは生徒の意見を聞いて行っているのですか。

子ども育成課主幹) 小学校の場合は、学校の方でコースは決めております。中学校の方はグループで計画を作って、ある程度の範囲の中で子どもたちが選んでやっていく形をとっております。

曾根田委員) 先ほども申し上げましたが、寺社仏閣を回ったからと言って、決して宗教的なものではないと思います。しかも中学生については基本的にグループの中で、全体の概略は学校で作るとしても、生徒間でどのように回ろうかと考えて行動していると思いますので、こちらからの押し付けではないということで、宗教的なものではないと考えます。

青山委員) クリスマス会という形ではなく、お楽しみ会という形でやるということですが、それは特別活動の一環ということで、宗教色を出すということではなく、コミュニケーションの強化という意味で教育的な目的が大事だと思います。定期的にクリスマスであったり、世間の習慣的なものと時期が重なることもあると思いますが、請願のような内容と捉えることはないと思います。

委員長) 今の2つ目の件についてですが宗教の押し付け的な活動については実態としてこの地区では行われていないということで形ですけれども、他にありませんでしょうか。

曾根田委員) お楽しみ会やクリスマス会等いろいろとやっておりますが、あくまでも社会通念上、やっているものであって、そこがポイントだと思います。社会通念上でやって来たものに対して、直ちに宗教に内容を普及させるということはないので基本的に請願には当てはまらないと考えます。

委員長) それでは、大きく2つの請願の中身がありましたが、1つ目の宗教的な記載の強い教科書の不採用については教科書の検定も通っているし、本地区で採用している三省堂の教科書の内容を見ても宗教をとりわけ強調している訳でもないのに、請願事項の1つ目の部分については不採択ということでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) もう1つの請願事項である教室内でのクリスマスカード作り等の学習活動などについては、一般的には社会通念上宗教というよりも社会通念上良く行われているものであって、大磯町の学校では似たような名称ではやっているけれども、この名称を使っては行っていないということで、町の実態とは離れているということで不採択ということでよろしいでしょうか。

曾根田委員) 不採択で結構ですけれども、2点質問があります。今回、この請願で英語に限って質問が出ていましたけれども、今年の教科書採択の時に公民の中にも戦争の標記とかでいろいろとありましたが、我々、英語に限らず、全教科について、公平な目から見て、最良のものを選んだと自負していますので、その点を申しておきたいと思います。2点目ですけれども、例えば、神奈川県に聞くとところによるとすべて教育委員会に来たものは受けないといけないようなムードがあるようですが、果たして、教育委員会にまったく関係ないものも議論すべきなのか、その辺は聞いていますか。

子ども育成課主幹) 今回の請願につきましては、県の方では継続審議していくということで、以前にも同様なものが出されていまして審議しております。

曾根田委員) 過去に大磯町で所掌ではないということで返していることはありましたか。僕もいろいろと聞いていますが、教育委員会に関係ないものは大磯町教育委員会教育長事務委任規則の中の第3条の中で教育長の専決事項として、諮問したりして、その中で、これはどこから見ても関係ないものは請願者にお返ししても良いのかなと思いますけどね。その辺は皆さんどうですか。

青山委員) 請願者に審議せず、返すということですか。

曾根田委員) 大磯町教育委員会教育長事務委任規則で付議すること自体おかしいということでお返しする。

青山委員) 請願法という法律がありますよね。それでは誠意ある回答しなければならないということになっていると思いますが。

曾根田委員) 大磯町教育委員会教育長事務委任規則の中の第3条の中で教育長の専決ということで、教育委員会に付議する前に検討して、当てはまらないということでお返しするというのは何もしないということにはならないと思います。

理事) 曾根田委員が言われるとおりの、教育長の専決の事務は結構ありますが、教育委員会の付議事項で協議の中で確かに当てはまらないものについては請願にしても、他の議案にしても教育委員会は合議制ですから、協議のうえ審議をしなくても良いと思います。あくまで教育委員会の中で決めて判断すれば良いことですから、ただ、教育長の専決処分以外のものは受けるべきですので教育委員会の合議の中で曾根田委員が言われたとおり、請願書については返すことも可能だと思います。ただ、教科書採択の件ですので、これに関しては過去の例でいうとすべて、主幹の方から説明したとおり、審議の形を取っています。

大橋委員) 曾根田委員のこともわかりますが、行事のことだけでしたら、教育長の判断で良いと思います。教科書が入って来るので、我々も大磯町として採択しているので教科書を全部見ているので、その中で決めているので、この場で議論すると言うのは妥当だと思います。

委員長) そうすると請願の中身の問題で、いくつかある請願の1つは教育委員会の中で諮るべきものと、事務局レベル、教育長の段階で返すものがありうるということですか。一括で例えば、この請願書は教育委員会御中となっているけれども、中身を見た段階で分けて考えることもできるということですか。

理事) それはいろいろな考え方がありますが、教育委員会の付議事項で審議の部分ではありませんということで、その部分は審議しないという結果で良いと思います。審議をする部分は当然、採択、あるいは不採択という分けの考えで良いと思います。先ほど、委員長が言われたとおり、採択した後に、今回は出ておりますのでこの辺は請願者の考えはあると思いますが、採択する前に出すのが通常だと思います。また、大磯、二宮の中郡として採択していますので、これを審議するのは厳しいのではないかと思います。

曾根田委員) 今、文科省に確認したけれども、今の件で、文科省の人は県、市町村の判断に委ねるという回答でした。

理事) 請願の中身を見て、例えば、項目がたくさんあれば、部分によって教育委員会サイドで決めるべきものではないとすれば審議しない方向で良いと思います。審議が必要なものは採択、不採択の結果を出して、教育委員は合議制ですので、分けて審議することは可能だと思います。

委員長) 請願の中身で教育長レベルで返す場合も合議制の教育委員会の中で審議して返すということで、1つの請願の中で内容に応じて変えるということですよ。

曾根田委員) 余談だったかもしれませんが、安易に何でもかんでもというのはどうかと思いました。真摯に受け止めるものは受け止めるべきだと思います。

委員長) ちょっと前後しましたが、請願第4号 公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的な人権回復への厳密な配慮を要求せる請願につきましては、「不採択」

といたします。

報告事項第1号 サンキッズ大磯の改築工事について

子育て支援室長) 報告事項第1号の資料をご覧ください。1枚おめくりいただき、経過をご覧ください。「サンキッズ大磯改築工事」につきましては、平成23年1月26日に開催いたしました、平成22年度第2回臨時会の「平成23年度当初予算における教育委員会予算要求について」において、ご説明させていただいております。その時の内容であります。社会福祉法人恵伸会が平成23年度24年度の2ヵ年事業で実施する改築工事で、構造は鉄骨造2階建てでその工事に対しまして、安心こども基金を活用して補助を行う予定であり、平成23年度は、2,000万円を予算計上しておりました。その後、3月11日に東日本大震災が発生し、社会福祉法人恵伸会では当初の改築計画の見直しを行い、鉄筋コンクリート造3階建てを検討しました。しかし、改築を計画する区域の一部に都市計画公園区域があり、都市計画法第53条第1項の建築の許可が必要であり、鉄筋コンクリート造は許可の対象にはなっておりませんでした。建築物に制限があるため、町と神奈川県都市計画課において、東日本大震災後ということもあり、鉄筋コンクリート造の建築が可能か調整をいたしました。そのような中で、平成23年11月24日に神奈川県において、最大津波による浸水予測図の素案が示されましたが、サンキッズ大磯のある場所につきましては、浸水しないということが示されました。その結果、鉄筋コンクリート造では建築が難しいということになり、社会福祉法人恵伸会は、鉄骨造3階建てで計画することに決定いたしました。そして、社会福祉法人恵伸会から平成23年12月13日に、サンキッズ大磯改築工事の開発構想届出書が町に提出されました。構造は、鉄骨造3階建てで、改築工事の工期につきましては、当初計画であった平成24年度完成から平成25年度完成になるため、平成24年度25年度の2ヵ年事業に変更し、安心こども基金を活用し補助を行うことにいたしました。そのため、平成23年度につきましては、3月補正で減額を行う予定です。なお、開発構想届出に基づき、平成24年1月21日に住民説明会の開催が予定されており、開発構想の周知及び意見の聴取を行うことになっております。1枚おめくりいただきますと、計画地の位置図であり、次のページが1階の平面図、次のページが2階・3階・屋上の平面図、次のページが東側、南側の立面図、次のページが西側、北側の立面図であります。工事につきましてご説明させていただきます。1階の平面図をご覧ください。第一期工事として、現在ある園舎を使いながら、南側にある園庭に3階建てを建築する。第一期工事完成後、3階に建築する学童保育室を一時保育室として使用し、保育を実施する。そして、現在ある園舎を解体し、第二期工事として、図面の網掛け部分の建築を行うこととなります。そして、最終的には、保育室等は図面に示してあります配置となります。なお、先日、神奈川県の次世代育成課と打ち合わせを行いましたので、今後一部修正があることもございます。また、住民説明会もありますので、修正が出てくることもございます。以上で、説明を終わりにさせていただきます。

(質疑応答)

大橋委員) 平成 23 年 11 月 24 日に神奈川県において、最大津波による浸水予測図と書いてありますが、これは決める時にボーリング調査をして、ここには過去に津波の跡がないということがわかって予想図が作られたのか、大体これくらいの津波しかこないと仮定して予想図が作られたのか教えてください。

子育て支援室長) こちらにつきましては、神奈川県の方で地震が想定してされていますが、慶長型、明応型、元禄関東型という主だった 3 つの地震を想定してその中で一番津波が高かったのが、慶長型だったので、その津波を想定して、浸水予想を県が示したものでございます。

大橋委員) 調査の仕方を聞いているのです。ボーリング調査をして地層から割り出したのか、人間が予想で決めたのかどっち。

子育て支援室長) それにつきましては、県の方ですので、そこまでは把握しておりません。

大橋委員) そうですか。サンキッズで地震がありました。津波が来ます。避難訓練、どこに逃げて何分くらい掛かったのか教えてください。

子育て支援室長) 現在は一時的には大磯高校の方に逃げるように訓練しております。時間がある場合には大磯幼稚園の方に逃げるようにしております。大磯高校には準備をしてから 15 分くらいかかると聞いております。大磯幼稚園の方ですと 30 分くらいかかると聞いております。

大橋委員) 避難場所は大磯高校ですか。

子育て支援室長) そうです。それと今回、2階建てから3階建てにしたのは屋上に逃げるということを考えております。大磯高校に逃げると時間がかかりますので、屋上に逃げることを考えて変更いたしました。時間が長ければ大磯高校に逃げることも可能だと思います。

委員長) 屋上の海拔はどれくらいですか。

子育て支援室長) 14mくらいです。

曾根田委員) 平成 23 年 11 月 24 日に神奈川県において、最大津波によるとありますが、最大津波は何mを想定していますか。

子育て支援室長) 海岸にある 7 m の防波堤には掛からないということになっております。横浜等でも浸水が 5 m ということですので、浸水の予測図ということになっております。

曾根田委員) 津波の高さは何mで浸水は何mなの。

子育て支援室長) この予測では大磯高校の北側の方で 4 m くらいの浸水となっております。保育園は現在、5.7m ですのでそこまでは浸水はしないとなっております。これは浸水予測ですので、津波が来た後、浸水するのは何mかというのが記載されております。

子ども育成課長) ここには浸水した時のデータしかありませんので、危機管理対策室の方に確認いたします。

曾根田委員) 大磯町はどのような考えで、これで良いと言ったのか、危機管理対策室はどう思っているのかを教えてください。

子育て支援室長) 今のは、素案で示された中で町の方がどうするかというのはありますが、今回、11 月 24 日の例を出ささせていただいたのは、公園区域の中に建築

ができる建物が鉄筋コンクリートができないという中で、それをクリアーするには1つの県の判断の中でそのような予測が出ましたので、それに基づいて判断しましょうというのがあります。鉄骨3階造でいく場合には、そこまでの期間は掛からないで都市計画法の公園区域の中に鉄筋3階造りはできますので、進められたのですが、恵伸会の方がRCの鉄筋コンクリートでやりたいということでそれで許可をもらうにはどうしたら良いかということで、基準をクリアーするための資料として参考になっていることだけです。

大橋委員) それは逆だと思いますけどね。子どもたちが津波があったらどうするか。一番安全な方法で取り組んでくれているのかなと思ったのですが。これは建て替えをクリアーするための手順なのですか。

子育て支援室長) 2階から3階にすることによってクリアーはします。建築基準法によると強度に対して鉄筋だろうと鉄骨だろうと耐震に対しては大丈夫です。それと津波に対する基準はないです。

大橋委員) 東北に行ってみてくれば、基礎ごとないですよ。そのことを曾根田委員はおっしゃっているんです。

委員長) いずれにしてもその県のデータについては慶長の地震をベースとしている訳で、大磯町では津波が何mでという想定はしてないんだよね。

子育て支援室長) 危機管理対策室の方でデータがあるかは確認いたしますが、浸水予測から津波が何mかということがわかるかどうかも確認いたします。先ほど、大橋委員から子どものことをとりましたが、鉄骨より鉄筋が有利という基準が無い中で鉄骨でも残っているものがありますので、地震に対する強度は問題がないと考えておりますので、認可は県がしますので、そこはクリアーするのは難しいというのがありました。時間が掛かってしまったというのはありますが、子どもの安全につきましても建物の強度は問題ないということで出来ておりますので、大丈夫だと思います。

曾根田委員) サンキッズの方も3.11以降見直しをしてきて、その建築の制限もいろいろあると思いますが、決してやっていないということとはではなく、できるだけ、過去の地震で高い津波が来たりしているので、できるだけ過去のことを踏まえて、ある程度考慮しながら安全なものを作って行ってほしいと思っているだけで、それに対してお金を出すのでいろいろと町の方の他の課とも連携しながらやってもらいたいと思っております。2点目ですが当初は23年、24年の2年間でしたが、23年度の予算は使っていないのですか。

子育て支援室長) 23年度は着工等していませんので、執行しておりません。

曾根田委員) 24、25年度となっていくけど、今年度の予算要求は1億6千万円しているよね。鉄骨で2階建てが3階建てになったけれども2年間で5千3百万円が24、25年度になって1億6千万円になった理由はなんですか。

子育て支援室長) 当初は恵伸会に町の負担分だけを補助することで考えてございましたが、4分の1を町が負担では無くて県の負担分と町の負担分を町を経由して払わなければいけないということで24年度の当初予算では1億6千万円という金額になっておりますが、24、25年度になりますとこの年度割が出てくるので、また少し変わる可能性があります、また予算の時にお話しさせていただきたいと思っております。

曾根田委員) 町を経由して払うの。

子育て支援室長) 補助の基準額に対して2分の1が県、国の方から来ます。残りの4分の1ずつを事業者と町が負担するという形の中で実際はその2倍の1億6千万円の額を町を経由して事業者に払いなさいというものでしたので、その辺の変更はございます。

曾根田委員) その説明してない。

子ども育成課長) 負担という面では、安心子ども基金が2分の1、町が4分の1、事業者が4分の1という中で、町単独の部分だけ予算要求すれば良いということでしたので、その案分で23年度は2千万円を要求しました。安心子ども基金については予算を要求した後に分かりましたので、23年度に支出する場合はここで県の部分の増額の補正をしなければならなかったのですが、やりませんでしたので、減額の補正ということになりました。24年度につきましては町が払う金額は同じですが安心子ども基金の部分も足して予算要求しているのが24年度の予算になります。それと25年6月くらいが予定になってしまいましたので、25年にずれ込みがありますので、最初に説明した1億6千万円より少し、下げた金額で要求するようになると思います。

曾根田委員) わかりました。津波の関係は確認して、補助するからには子どもの安全が第一で、周辺環境の条件もあると思いますが、説明会もありますので、きちんと回答できるようにしておいてください。

委員長) あと数日で説明会なので今の意見を踏まえどんな質問が来ても答えられるようにしておいてください。特に地震、津波は関心の高い部分なので子ども達の安全を第一に取り組んでほしいと思います。予算のところもまた丁寧に説明してもらいたいと思います。

青山委員) 今まで2階建てだったものが3階建てになるということで平面図の3階に学童保育室となっておりますが、これは今まではなかったのですか。

子ども育成課長) 今回、学童保育の定員も増えますので、恵伸会の方も学童保育の受け入れを以前から考えておりましたので、2階建ての時も学童保育室は計画としてありました。学童保育室という名前になっておりますが、すぐに学童保育をやる予定ではありません。

青山委員) 定員に対する面積はどのようになっていますか。

子ども育成課長) 面積は1人あたり1.65㎡ですのでそれに対応する形になっております。

大橋委員) 住民説明会で津波の資料とか説明して安心させなければいけないので、それ以上の資料が必要だと思います。きちんとした資料を揃えて、回答をしてもらいたいと思います。

子ども育成課長) 鉄骨の場合でも波を被らなければ建物しても耐えられるということで、県の想定では、そこまでは来ないということでRCでは無く鉄骨で考えております。近隣の方も緊急の場合は、こちらの方に逃げるということで恵伸会の方とも話しております。

報告事項第2号 平成23年度大磯町成人式及び新成人記念のつどいの実施報告について

生涯学習課長) 報告事項第2号、平成23年度大磯町成人式・新成人記念のつどいの実施報告につきましてご報告します。開催日の成人の日には、会場となりました大磯プリンスホテル国際会議場へ、教育委員の皆様もご来場いただきありがとうございました。当日は、予定どおり午後1時30分から式典を行い、終了後、実行委員会が運営する新成人記念のつどいが開催されました。式典では、新成人の皆さんが晴々しい雰囲気の中で、二十歳の記念の式典として予定どおり執り行われました。出席者数につきましては、お手元の資料のとおり町外からの出席者13名を含め、新成人202名の参加がありました。出席率につきましては、昨年をわずかに下回る74%となっております。また、来賓の方につきましては、恩師の先生方をはじめ町議会や地域、関係団体などから72名のご出席をいただきました。式典・記念のつどいにつきましては、青少年指導員連絡協議会の皆様に会場内外の整理などにあたっていただき、実行委員10名の努力もありまして混乱もなく無事終了することができました。なお、1月20日に実行委員会の開催を予定しておりまして、ティパーティーで集められた会費に残金がありましたので、旧吉田茂邸再建基金として実行委員会から町長へ寄附金の贈呈が行われる予定となっております。また、実行委員の皆さんから「良い式典で、とても楽しく思い出になりました。」との言葉を耳にしましたが、1月20日開催予定の実行委員会反省会の意見を踏まえ、来年の式典に反映させてまいります。報告につきましては以上でございます。

(質疑応答)

青山委員) 当日、参加させていただいて、とても良い内容でした。ただ、途中間延びしてしまって、帰ってしまう方もいて、人数が減って来たのが気になりました。過去の映像とか流してやるのは良かったと思います。

生涯学習課長) 去年は時間につきましては、1時半から2時間でして恩師の先生からの祝辞が45分ありまして、新成人が映像を流すのが35分でした。恩師の話の方が長く、自分の恩師以外は聞かないという状況でしたので、今年につきましては、先生からの祝辞はなしにしまして、逆に個々に恩師の先生と新成人が話す時間を長く取りました。その関係で最後が長くなりまして、その辺も反省会で出るとお思いますので、間延びしないように工夫してやっていきたいとお思います。

青山委員) 最後に盛り上がり方が1つあると良いとお思いました。

曾根田委員) ティパーティーの後半が良くて、教育委員会の方がアドバイスはしているのですか。

生涯学習課長) 過去の経過等は事務局でアドバイスしております。先生の話が長かったことがありましたので、メッセージを入りに掲示する形に変えたりしております。

大橋委員) 成人式は一生に1回ですので、親御さんたちも着物を用意したり大変な思いをしますとお思います。実行委員さんは、もう少し過去のビデオを見てもらったりだとか、例えば、ティパーティーのところはプロの司会者を入れて仕切ってもらおうとかすれば、先生の話が長くてもどうにかなると思います。実行委員は、本当にわからない中で司会も何もかもというのは難しいとお思います。

生涯学習課長) ティパーティーでプロの司会というのもわかりますが、自分たちが企

画して自分たちの仲間が進行をするから聞いていただけるという意見もありまして、そのような形でやっております。

委員長) 教員の方からのコメントの時間が無かったので、今年は自分の番で期待をしていたという意見はないですか。

生涯学習課長) そのような意見はまだ聞いておりません。

委員長) 私も後半の部分は何か工夫できないかなと感じました。代案がある訳ではありませんが、実行委員の方に投げかけていただいて次年度に引き継いでいただけたらと思います。全体的には良かったと思います。

その他

子ども育成課長) 次回の定例会は2月15日午前9時から生涯学習館で行います。午後からは国府幼稚園への訪問があります。よろしくお願いいたします。

曾根田委員) 今から申しあげることが福島さん個人ではなく、理事の方に申しあげます。引き継ぎはされていますか。位置付けについて。

理事) しております。

曾根田委員) 去年の3月の議事録で言わせてもらったんだけど、町の機構的なものもあります。職務権限がないということですので、これを踏まえてやっていただければと思います。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 24 年 2 月 15 日

委 員 長 _____

委員長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____